

学校法人宇部学園 法人役員の報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人宇部学園（以下「本法人」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、寄附行為第5条第1項に定める理事、監事及び第2項に定める評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、役員等が職務執行の対価として受ける報酬及びそれに伴い生じる旅費（交通費、宿泊費）をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、別表に定める額を報酬として支給することができる。ただし、役員等が本法人の職員である場合、報酬は支給しない。

- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、その実費を支給する。旅費は、別に定める旅費規程に基づき算定する。
- 3 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

(公表)

第5条 本法人は、この規程をもって私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 （第3条関係）

職 務	報酬額
役員等の理事会、評議員会への出席	一人一律日額 10,000 円に源泉所得税を加算した額
監事監査等への出席	一人一律日額 10,000 円に源泉所得税を加算した額